

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 2 1 9	受 理 年 月 日	令 和 4 年 7 月 25 日
件 名	居宅介護支援の特定事業所集中減算の京北地域への適用		
要 旨	<p>京都市右京区京北地域は、居宅介護支援の特定事業所集中減算の適用を正当な理由から受けない地域に当たり、これを受けて、</p> <p>は同法人内にあるサービス事業所に全ての要支援・要介護者を誘導し、サービスが実施されている。また、本来介護保険法では、被保険者の選択に基づきサービスが提供されるとなっているにもかかわらず、法人内で取り込んでしまっている現状である。</p> <p>については、京北地域も京都市内の他地域と同様の取扱いになるよう、居宅介護支援の特定事業所集中減算の適用を願う。</p>		
陳 情 者	<p>合同会社きずな 代表社員 嶋田 清美</p>		
回付委員会	教育福祉委員会		